

騒音防止条例による遵守事項、音量の基準について (拡声放送を行う広告宣伝車)

「騒音防止条例」により、福岡県内では、商業宣伝を目的とした拡声放送は、**時間帯や音量が制限**されています。

宣伝を行う者の遵守事項（第8条）

- 午後8時から翌日午前9時までの間は、拡声放送はできません。
- 学校、図書館又は病院、診療所その他の療養施設の周辺50m以内において、それら施設に面して拡声放送はできません。

音量の基準（第3条、第5条、第6条）

- 拡声放送を行う場合の音量の基準は、下表の基準に5デシベルを加えた音量です。学校、図書館又は病院、診療所その他の療養施設の周辺50m以内においては、下表の基準から5デシベルを減じた音量です。

種別	該当地域（用途地域）	午前9時	午後7時
		午後7時	午後8時
第1種 区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 田園住居地域	55 デシベル	50 デシベル
第2種 区域	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	60 デシベル	55 デシベル
第3種 区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	70 デシベル	65 デシベル
第4種 区域	工業地域 工業専用地域	75 デシベル	70 デシベル

※ 該当地域(用途地域)の概要については、次ページ掲載の国土交通省資料を参照してください。

用途地域

用途地域は、住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、13種類あります。用途地域が指定されると、それぞれの目的に応じて、建てられる建物の種類が決められます。表紙の都市計画図のように、地域の目指すべき土地利用の方向を考えて、いわば色塗りが行われるわけです。

第一種低層住居専用地域



低層住宅のための地域です。小規模なお店や事務所をかねた住宅や、小中学校などが建てられます。

第二種低層住居専用地域



主に低層住宅のための地域です。小中学校などのほか、150㎡までの一定のお店などが建てられます。

第一種中高層住居専用地域



中高層住宅のための地域です。病院、大学、500㎡までの一定のお店などが建てられます。

第二種中高層住居専用地域



主に中高層住宅のための地域です。病院、大学などのほか、1,500㎡までの一定のお店や事務所など必要な便利施設が建てられます。

第一種住居地域



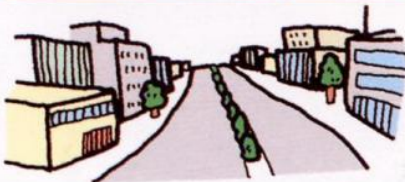
住居の環境を守るための地域です。3,000㎡までの店舗、事務所、ホテルなどは建てられます。

第二種住居地域



主に住居の環境を守るための地域です。店舗、事務所、ホテル、カラオケボックスなどは建てられます。

準住居地域



道路の沿道において、自動車関連施設などの立地と、これと調和した住居の環境を保護するための地域です。

田園住居地域



農業と調和した低層住宅の環境を守るための地域です。住宅に加え、農産物の直売所などが建てられます。

近隣商業地域



まわりの住民が日用品の買物などをするための地域です。住宅や店舗のほか小規模の工場も建てられます。

商業地域



銀行、映画館、飲食店、百貨店などが集まる地域です。住宅や小規模の工場も建てられます。

準工業地域



主に軽工業の工場やサービス施設等が立地する地域です。危険性、環境悪化が大きい工場のほかは、ほとんど建てられます。

工業地域



どんな工場でも建てられる地域です。住宅やお店は建てられませんが、学校、病院、ホテルなどは建てられません。

工業専用地域



工場のための地域です。どんな工場でも建てられますが、住宅、お店、学校、病院、ホテルなどは建てられません。

● 特別用途地区

特別用途地区は、用途地域を補完する地域地区で、地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護など、特別の目的の実現を図るために指定します。特別用途地区内では、条例を定めることで、用途地域による全国一律的な用途の制限を修正するものです。

市町村が、地域の特性に応じて、用途地域による用途制限の強化または緩和を定めることができます。